エ　バックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の複製を行うことが可能であるとともに、複製されたバックアップ用のカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を安全に保存することができるものであること。

オ　カード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の作成に当たり、楕円曲線上の離散対数の計算その他の措置が適切に行われるものであること。

⑵　カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式

カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、ＥＣＤＳＡ256方式（オブジェクト識別子　1　2　840　10045　4　3　2）であること。

⑶　特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式

特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名の方式は、ＥＣＤＳＡ384方式（オブジェクト識別子　1　2　840　10045　4　3　3）であること。

⑷　カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間

カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、３月とすること。

⑸　特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間

特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の使用期間は、５年とすること。

４　カード代替電磁的記録の記録に係る申請者への提示

個人番号カード等省令第39条の７第１号の規定により機構が申請者に提示を行う事項は、次に掲げるとおりとする。

⑴　カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号の適切な管理を行わなければならないこと。

⑵　カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したときは、速やかに法第18条の２第８項の届出をしなければならないこと。

⑶　カード代替電磁的記録の発行を受けたカード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該カード代替電磁的記録利用者符号を記録した電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、速やかに機構にその旨を届け出なければならないこと。

⑷　偽りその他不正の手段によりカード代替電磁的記録の発行を受けたときは、法第55条の規定により罰せられること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百八十六号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌